

平成27年第1回（1月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 1月23日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について	3
議案第2号 工事請負契約の締結について（出雲崎消防分遣所建設工事）	5
議案第3号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について	6
閉 会	11
署 名	13

第 1 号

(1 月 23 日)

平成27年第1回（1月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成27年1月23日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 4 議案第2号 工事請負契約の締結について（出雲崎消防分遣所建設工事）
- 第 5 議案第3号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成27年第1回出雲崎町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、田中政孝議員及び6番、仙海直樹議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更について

○議長（山崎信義） 日程第3、議案第1号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの新潟県市町村総合事務組合格約の変更につきましては、組合の共同事務である公平委員会の事務につきまして「見附市」と「新潟県中越福祉事務組合」からの加入申し込みがあったことにより、本年4月1日の加入に向けての手続のため、加入団体の規約の変更協議の要請を受けてのものであります。

要請のとおり、別表2の変更につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

ただいま町長の説明のとおりでございますが、このたびの規約変更につきましては本年2月10日まで議決書の提出を組合のほうから求められておりまして、過去には場合によっては専決でお願いしたこともございますが、今回は本臨時会にお願いをいたしました。

この2団体につきましては、今まで単独で公平委員会を持っておりましたが、専門性の観点から総合事務組合への加入というふうなことでございます。

公平委員会の共同事務につきましては、職員の勤務条件、不利益処分、苦情処理などの公平委員会に対する案件があった場合、総合事務組合のほうの公平委員会の事務として取り扱うという、共同事務を行うというふうなことでございまして、40の団体が今加入しているというふうな状況でございます。

それで、見附市につきましては地方自治体でございます。それと、一部事務組合が入っておりまして、この中越福祉事務組合、これにつきましては障害者福祉施設を中心に運営されているというふうな一部事務組合でございまして、三条、見附、加茂、長岡、田上あたりで組織する一部事務組合というふうなことでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 工事請負契約の締結について（出雲崎消防分遣所建設工事）

○議長（山崎信義） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（出雲崎消防分遣所建設工事）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎消防分遣所建設工事につきましては、町建設工事指名業者選定委員会の答申を踏まえまして、11業者を指名し、1月19日に指名競争入札を執行いたしました。

入札の結果につきましては、柏崎市の東北工業株式会社が落札をし、同日、契約金額1億9,116万円で工事請負仮契約を締結をいたしました。

仮契約を本契約とするため、地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） これも今ほど町長の説明のとおりでございますが、1月8日に指名委員会を開催いたしました。

それで、11社を指名というふうな部分で19日に指名競争入札というふうなことで、落札率は97.97%でございました。

それと、今後工事というふうに進んでまいります、工期につきましては本年の11月30日まででございます。鉄骨というふうなことで比較的工期も早く進むというふうなことで、その後になります、柏崎消防署のほうで消防無線のデジタル化を来年の3月までやらなければいけないというか、もう期限になっておまして、この建物の竣工と並行して消防無線のほうの設置というふうな形で流れているというふうなものでございます。消防無線のほうは、これは柏崎市のほうが設置するというふうなことで、上屋がないと設置のほうも、また放送無線室のほうもできないというふうなことで、それと一緒にというふうな部分で11月末に竣工というふうなことでございます。建物の大きさにつきましては、11月の全員協議会でご説明いたしましたが、566.02平米というふうなことで、3階の、一部屋上の部分が4階になると、一部4階というふうなことでございます。鉄骨づくりというふうなことで、ただ、ここにきての本年度と来年度の事業割につきまして、残すと

ころもう2カ月ちょっとというふうなことでございますので、ちょっとまた年割の事業の変更というのが今後出てくるかなというふうな部分でございますが、総体の事業費につきましては継続費の中で議決いただいている中での工事発注ができたというふうなことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第3号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費におきまして例年がない12月からの降雪によりまして、除雪委託料が底をつくこととなりますので、このたび追加計上いたしました。ま

た、あわせまして、雪による町道での支障木の緊急的な除去のための維持作業料を追加計上いたしました。

1目住宅管理費では、大門町営住宅の1棟におきまして窓枠からの雨漏りが発生しておりますので、施設修繕料を追加計上いたしました。

歳入におきましては、25年7月末から8月初めにかけての大雨による町道の2路線の災害復旧工事におきまして、既に昨年度工事は終了しておりますが、施越し事業として本年度国庫補助金の受け入れ、起債の借入れとなったものを計上いたしました。財政調整基金につきましては、財源調整としたものであります。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ390万円を追加し、予算総額を34億6,544万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足をさせていただきます。

歳出、244ページをごらんいただきたいと思います。土木費関係の補正でございますが、実際ことしのというか、26年度の雪の状況でございます。降雪量につきましては、1月16日まででございますか、227センチというふうな状況でございます。ちなみに昨年度、25年度の降雪量が3月までで237センチというふうなことでございますので、残す2カ月、雪としては正味あと1カ月ちょっとの中で、既にあと10センチぐらいで1年分に追いつくぐらいの雪が12月、1月初めに降ったというふうな状況でございます。

それと、除雪につきましては昨年度の場合ですと、10回出ておりますが、そのうち部分出勤が2回と。ことしの場合ですと、この1月までで既にもう10回というふうなことで、12月が7回、1月が3回ということで、もう既に10回出ているというふうなことで、今の時点で昨年とほぼ同じような状況にもうきているということで、実はそういうことで町長の説明のとおり、除雪委託料を今回追加させていただきました。当初での予算としては1050万持っております。1回除雪、全部出ますと大体100万弱の金額というふうなことになります。ということで今回、今後2月がございますので、その分の追加というふうなことでお願いしているものでございます。

あと、維持作業料につきましては、これは町のり面なり、また除雪時に、垂れ下がって、どうしても切らなければいけない、そういう緊急なものを業者をお願いするような場合、今回計上させていただいたというものでございます。

次に、5項の住宅費でございます。これ大門の公営住宅、これ1号棟でありまして、県道から入っていった一番最初の角の町営住宅でございますが、窓の周りから雨が漏れているというか、雨漏りするというふうなことで、冬場ございますので、緊急に直すというふうなことで今回施設修繕料

を追加させていただいたというふうなことでございます。

戻っていただきまして、前ページ、243ページでございます。国庫支出金、町債につきましては、今ほど町長の説明のとおり施越し事業というふうなことで、既に仕事は終わっているんですけど、国庫補助金、また起債がその実施年度の後に入ってくる事業になります、施越し事業につきましては。したがって、これは平成25年の7月末から8月頭にかけての大雨が降ったときのもの、既に工事は当然終わっているんですけど、補助金と起債がその終わった翌年度に来るというふうなものでございまして、下小竹上野山線と上中条久田線のそれぞれの2路線の工事についてのものが歳入で入ってくるというふうなものでございます。

あと、それに関連しまして241ページ記載の第2表の災害復旧の関係の起債の追加をしてございません。

補足につきましては、以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 今立ち木の伐採のお話をされました。これは、きっと緊急的にやむを得ないことだと思いますが、原則論から言うと、多分民有地から道路に出ているものというのは個人が責任持ってやらなければならないという原則があると思うんですけども、これやられたことはそれはそれでやむを得ないと思うんですが、例えば個人に対して今後請求をすとか何かそういうお考えがありますか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 従来の例、あるいは今までの中で個人に請求をしたというようなことは現実的にはありません。

それで、倒れてしまったものが道路のほうに出てしまえば、倒れてしまったものはもう道路管理者として安全を図るために撤去しなければいけないということで、それは私どもがもうやらなければいけないものと思っていますし、それからかぶってきているもの、雪の重みで垂れ下がってかぶってきているものについては、例えば一番最初に地域の行政区長さんのところにあそこがちょっとうまくないんだけどもというようなことでお願いをしたりしてはいますけれども、最近やはりなかなか地域の中で動くということがないですし、やはり最後はその持ち主さんはどなたですかなんですけども、持ち主さんがなかなかすぐ対応してくれないというようなこともありまして、除雪ができないわけにいかないんで、垂れ下がったものであっても、なるべく私どもの職員が行って対応するというようにはしております。よその金がかからないようにということにしておりますが、手に余るものについてはどうしようもないのでやらせてもらうと。

今質問の個人の方に請求をするかという部分については、検討しなければいけないことではあるかなとは思いますが、現在のところはまだそういった事例はございません。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 課長おっしゃるとおり、これ地主を探すにしてもなかなか厄介な部分もあるでしょうし、難しい問題があると思うんですが、基本姿勢としてはやはりこれ放置しておく、全部行政がやってくれるんだと思われては困るわけですよ。やはりそれは個人の財産である以上、個人が責任を持って管理をするということが原則なわけですから、持つべき姿勢としては地主さん等が明確であれば、例えばやむを得ず町が切ったとしてもお金を請求をするなりという姿勢だけは持っていないと、これは町長もご存じですが、あちらこちら騒ぐと、今道路に垂れ下がったような木、あるいは竹なんかがたくさんあるわけですけども、あそこも町が切ってくれたんだから、ほったらかしておいたら全部町がやってくれるんだと思われては困るわけなので、その辺の姿勢だけは明確に示していただきたいと思いますということではありますが、今後そのような形でいかがですか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） おっしゃるとおりですので、ただその場その場で今不在、地主さんが地元にはられないというようなところも多々あります。それぞれのいろいろなケースがあるんですが、ケースごとにやっぱり対応の仕方などを検討して、そういった方向に進むようにまた私どもも考え方を整理していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今の宮下議員に関連しまして、以前にもお願いしたことありますけども、実際今大きな木か何かは多分その場でいろいろと対応していただくんですが、私も通勤途中で、天領へ行くときは3カ所くらい竹がびゅっびゅっと出て、そのたびによけて走っていますけども、これは例えばいい車でも乗ってこすった場合に、誰がこれ責任とってくれるんだというふうな形になるし、非常に危険だと思うんですよ。そういったことで私は前にもお願いしましたが、じゃこの道路の脇は誰の土地かというのが非常にわかりにくいというんですけども、これはいずれは何か対応するときは、ここは誰々の土地なんだということをやっぱりある程度調査しておくべきじゃないかと思うんですよ。

今区長さんもなかなか自分の集落のことについても、特に若い区長さんになりますと、ほとんどそういうことはわかっていないんですよ。そういうのがありますので、いずれにしてもそういった情報を調べて共有すると。本当に今3カ所くらい、実際稲川とか、あの辺には出ていますので、そのために事故でも起きたら、誰の責任になるんだということになるんでこの辺、竹あたりのものですと、でかい木ですとなかなか所有者もすぐは処理できないかと思うんですが、私の見る限りではあの竹なら、個人の方でも十分処分はできるんじゃないかなと思っていますので、その辺は何か連絡とって、これはおめさんちの土地の竹が出ているから、危険だから処分してくださいとかいうふうなことをやっぱりぜひやっていただきたいと思いますと思うんです。その辺どうでしょうか。前にもお願いしたことあるんですが、その所有者を事前に、町道の脇を調べておくとかいうことは難しいでし

ようか。その辺ひとつ課長のほうをお願いします。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 実際除雪をする道路延長に対してほとんど山なりなんなりというところがかかわってきていますので、作業量の問題というのがありますし、それから同じような話ですが、以前であれば、その集落の総代さんにお話をすれば大体解決したことが最近やはり総代さんといっても行政の窓口であるだけであって、そういったことをまとめるというような部分がなかなか薄くなってきたかなと思っておりますが、おっしゃられるような内容の対応するということになる、要は私ども職員が時間をかけて調べ上げて、それを集落にお伝えをして対策をお願いするというような形になりますので、量的に、延長的にありますので、先ほどどういった対応を含めて行ったらいいかという中で順次という形でやり方、あるいは進め方を検討させていただきたいというか、少しずつでも進めていけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） それで、最近はまだ厄介なことに、意外と今までそれでもひとり暮らしで結構住んでおられたんだけど、その方が施設へ入られているとか、また施設へ入って、そこで亡くなったということになると、実際ここに持ち主がいられないというのが私らのところに何軒かあるんで、その辺は本当にだんだんそういうふうなのを今のうちに調べておかないと、なかなかこの土地は誰だかわかる人がいなくなるんで、ある程度わかれば、誰々の親戚の方がそこを切ってやるということができるんじゃないかと思うんで、その辺、大変でしょうけども、何とか対応していただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 今回の伐採の件で、小さい木を切ったりするのは町の職員がやられているという話がありましたけども、その中で刈払機と一緒にチェーンソーの取り扱い、これは何でかという、やっぱり事故を起こしてはいけないということもあって、職員がその辺の講習を受けて対応しているのか。また、今後そういうことをやるのであれば、それなりの安全指導を受けた状態で対応していつてもらいたいということがありますので、その辺はそういう講習は受けておられるのか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 私も時々チェーンソーを使って切りますが、そういった講習は受けたことはないんですけども、私どもの職員も見よう見まねでやってはおりますが、ただ実際にチェーンソーを使うというのは危ない作業ですので、おっしゃるとおり切り倒したりとかそういったことは、切ることよりも倒れることのほうの危険性のほうが高いわけですから、そういったことはなるべく職員ではしないように、そういうものはやはり手に余りますので、業者さんをお願いをしていたりしていますので、そういった部分でこういうお金がかかってきているという状況ではあります。安

全性を確保するという意味でもお話のことについて十分また気をつけていきたいと思います。

○議長（山崎信義） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午前 9時55分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 仙 海 直 樹